

認定校留学とは、「本学の協定校派遣交換留学制度によらず、学生個人が留学先の大学を選定し出願して、入学許可を取得した上で、事前に本学国際センターに認定校留学申請書類一式を提出し、学部教授会および学長の許可を受けて留学する」制度です。

本制度では、学籍や履修科目の継続等について、協定校派遣交換留学制度に準じた取り扱いをすることによって、本学学生の海外留学を支援することを目的としています。

- 1. 資格** 学業成績良好、外国語の能力に優れた者で、以下の条件を満たしている者
- (1) 本学の修得単位等
 - 1 学部の学生は、留学時、本学に1年以上在学し、かつ、大学進級規程第2条に定める単位を修得している者
 - 2 修士課程の学生は、留学時、本大学院に1年以上在学し、かつ10単位以上の単位を修得している者
 - 3 博士後期課程の学生は、留学時、本大学院博士後期課程に1年以上在学している者
 - (2) 心身ともに健康で、異文化に柔軟に適応できる者
 - (3) 休学中でない者
 - (4) 留学開始時に、留学の始期の属する年度の授業料等の学費を納入している者
- ※（学部生のみ）卒業年次に、卒業に必要な単位を修得済の状態ですら9月から1年間留学する場合、帰国直後の9月に卒業となります。

- 2. 対象機関** 学位授与権のある大学または高等教育機関に限る。
- ※短期大学、コミュニティカレッジ、専門学校、語学学校は対象外となります。
 - ※所属学部（院は研究科）の専門科目に相当する授業科目の履修が許可されていること。
 - ※留学期間が本学定期試験期間と重複するプログラムは、出願者の定期試験科目有無に関わらず認めません。
 - ※日本国内で完結するオンライン授業の履修によるプログラムは対象外となります。

- 3. 留学期間** 1か年以内または6か月以内

- 4. 出願手続き** 下記（1）～（3）を、期限（※『5.手続きの期限』）までに完了させること。

- (1) **事前エントリーフォームの送信**（右記 QR コードから ⇒ ⇒ ⇒ ⇒）
- (2) 下記（3）の出願書類を提出する前までに、国際センター事務室にて、**卒業までの単位履修計画、卒業予定年月日、及び帰国予定日について事前に相談を受ける**必要があります。

※国際センターにご連絡のうえ、相談予約をしてください。

※（1）の前に（2）を行っていただいても構いません

- (3) **下記の書類 11 点を、国際センター事務室へ提出**（郵送不可）

1. **認定校留学申請書**（国際センター所定用紙*）
2. **留学計画書**（国際センター所定用紙*）
3. **履歴書**（国際センター所定用紙*）
4. **留学前後における履修計画書**（国際センター所定用紙*）
5. **新型コロナウイルス感染症の影響下にある国・地域への渡航前に確認すべき項目**（国際センター所定用紙*）
6. **留学先の大学案内（写）**※大学概要（設置学部や教育方針等）がわかるページ
7. **履修科目情報（写）**※所属する学部の内容もしくは履修科目がわかるページ
8. **Academic Calendar／学年暦（写）**※大学の HP などから調べてください
9. **受入れ機関の入学許可書（写）**または**留学仲介機関発行の出願証明書（写）**
※学部の授業履修許可が明記されていること。（正式な入学許可書が届いていない場合、仲介機関の文書等で学部授業履修の許可が明記されているものがあれば事前に提出すること）
※和文または英文以外の場合には和訳を添付すること。
10. **成績証明書（原本／日本語）**※ロビーにある自動発行機にて発行（学部1年次生は教務部⑩番窓口で相談してください）
11. **パスポート（顔写真ページの写／白黒可）**

* 1～5 は下記 URL よりダウンロードしてください。
www.komazawa-u.ac.jp/campuslife/international/authorized-school.html



5. 手続きの期限 原則として、次を期限とする。

	『4. 出願手続き』の (1) 事前エントリー フォームの送信	『4. 出願手続き』の (2) 事前相談 (3) 出願書類提出
4月派遣 (2~3月出発)	11月19日(金)	11月30日(火)

※締切日に事務取り扱いがない場合はその前日を締切日とする。
※不備があった場合の再提出も含めて期限内に完了させること。
※期限内に提出不可の書類がある場合は深沢キャンパス国際センターに事前に相談すること。

6. 認定校留学の許可 認定校留学の許可は、提出された書類に基づき所属学部(研究科または専攻)教授会が認定校留学の可否を審議し、学長がこれを許可する。

※重要【新型コロナウイルス感染症への対応について】

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により世界的にも先行きが分からない状況が続いております。本学の認定校留学の出願においては、留学先機関の所在地が、外務省の「領事サービスセンター(海外安全相談班)」の情報提供サービス等における「海外安全ホームページ」上「(危険(感染症含む)レベル2:不要不急の渡航は止めてください。)」以上に該当する地域ではない留学先を出願の対象としておりましたが、文部科学省の方針及び学内委員会等での検討により、本要項【別紙1】のとおり派遣基準の変更を行いました。出願時点において、留学先機関所在地が「感染症危険レベル3」以上または「危険レベル2」以上であっても、出願には差し支えありませんが、**2021年12月1日時点で派遣基準に満たない場合は、事前エントリー及び出願を取消します。**また、許可後であっても、留学開始前に留学機関所在地において派遣基準が満たされなくなった場合は、原則として留学中止となります。留学準備にかかる費用はすべて出願者の自己負担となり、中止となった場合も本学で負担はいたしません。また、留学許可後、【別紙2】のとおり「新型コロナウイルス感染症の影響下における渡航についての誓約書」をご提出いただきますので、予めご了承ください。

<外務省海外安全ホームページ>

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>



7. オリエンテーション 認定校留学を許可された者は、オリエンテーション(履修/学籍/危機管理)に参加すること。

8. 保険 派遣が決定した学生は、学研災の付帯海外留学保険への加入が義務付けられています。保険料は、所定の期日までに本学指定の口座へ振り込むこと。

9. 出発届 出発日時・航空便を、出発の1か月前までに国際センター事務室へ提出すること。

10. 学籍・在学年数 留学期間は、卒業要件に必要な在学年数に算入される。

11. 本学の学費等

- (1) 1か年の期間については、年度の授業料年額の10分の8を、施設設備資金、教育充実費及び実験実習料(一部実験実習料を除く)のそれぞれについてその年額を免除する。
- (2) 6か月の留学・研修期間については、年度の授業料半期分、施設設備資金、教育充実費及び実験実習料(一部実験実習料を除く)のそれぞれについてその年額の2分の1を免除する。

12. 単位認定

- 1 学部の学生が留学先で修得した単位は、帰国後当該教授会の認定により、60単位を限度に、授業科目の修得単位として卒業に必要な単位に算入することができる。なお、60単位の上限には留学以外の次の単位認定も含まれるため注意すること。
 - ア) 入学時の既修得単位認定(編入学、転部・転科を除く)
 - イ) 入学時の既取得資格の単位認定
 - ウ) 他学部履修による単位認定
- 2 学部の学生が留学先で修得した単位のすべてが本学の認定単位となるのではなく、内容を確認後、当該教授会の判断により認定の可否が決定される。履修科目の形態・内容によっては単位認定を受けられない場合もあるため、単位認定に頼った履修計画はしないよう注意すること。履修科目の認定条件を満たせるかどうかについては、留学先大学の履修登録時に国際センターに相談すること。
- 3 研究科(専攻)委員会の認定により、10単位を限度に、留学期間が終了した年度の授業科目の修得単位として修了に必要な単位に算入することができる。
- 4 博士後期課程の学生が留学先で受けた研究指導は、当該研究科(専攻)委員会の認定により留学期間の終了した年度の研究指導として、駒澤大学大学院学則第11条第3項に定める研究指導の一部として認めることができる。

13. **履修登録の継続** 後期9月16日から1年間の留学を許可された者は、本学で履修中の授業科目について、所定の手続きにより、帰国後継続して履修することができる。履修の詳細は教務部に相談すること。
14. **留学中の定期報告** 留学中、所定の定期報告書を国際センター事務室へメールにて提出すること。
15. **帰国日について** 帰国日が決まったら、1か月前までに必ず国際センター事務室へメールにて連絡すること。
※留学期間終了後は直ちに帰国すること。
16. **帰国後の手続き** 留学期間が終了し帰国した後、1か月以内に所定の「留学報告書」に、パスポートの写し・留学先大学での在学期間証明書等を添えて国際センター事務室に提出すること。修得単位認定申請書に所定の書類を添えて、所定の期日までに国際センター事務室に願出すること。

問合せ先：駒澤大学国際センター事務室（深沢キャンパス2階）

TEL: 03-3702-9732

E-mail: kokusaicenter@komazawa-u.ac.jp

月～金 9:00～17:00（最終受付 16:30、昼休み閉室 12:30～13:30）／土 9:00～12:00（最終受付 11:30）

※長期休暇中や学内行事などの理由で、開室時間が変更されることがあります

令和3年10月5日改正

認定校留学生派遣基準

【派遣基準】

1. 派遣留学先が留学プログラム（受入）を実施しており、受入許可が得られること。
2. 派遣留学先（国・地域）の海外安全情報の感染症危険レベルが2以下であること。
3. 派遣留学先（国・地域）の海外安全情報の危険レベルが1以下であること。
4. 派遣留学先（国・地域）が日本からの渡航を制限しておらず、渡航に必要な留学ビザが発行される等、渡航ができること。日本からの入国に際して、一定期間の隔離措置等がある場合、それを遵守すること。
5. 原則として、出発日の14日前までに、2回目の新型コロナワクチン接種を済ませて、ワクチン接種証明書の写しを提出すること。
6. 大学が指定する海外留学保険及び海外危機管理システムに加入すること。
7. 派遣留学先において、本学の基準※と照らし合わせて同等もしくはそれ以上の防疫措置が取られていること。
8. 本人および保証人が渡航を強く希望し、大学が提示する誓約事項にすべて同意できること。

※出願書類「5. 新型コロナウイルス感染症の影響下にある国・地域への渡航前に確認すべき項目」を参照ください

【派遣判断日】

2022（令和4）年4月派遣（2～3月出発）については、2021（令和3）年12月1日（水）時点で上記1～8すべての条件が満たされている場合に限り、認定校留学として派遣許可いたします。

【補足事項】

- ・判断日～渡航日の間に派遣基準2・3に掲げる各レベルが基準以上になった場合は、出願及び留学許可を取消します。また、取消し後に情勢が改善し、各レベルが基準以下となった場合でも派遣を許可することはありません。再度認定校留学を希望する場合は、2022年（令和4年）9月派遣以降に出願手続きを行ってください。
- ・渡航後に派遣基準2・3に掲げる各レベルが基準値以上になった場合は、大学より帰国勧告が行われますので、速やかに応じてください。

新型コロナウイルス感染症の影響下における渡航についての誓約書

駒澤大学長 殿

私は、大学間交流協定に基づく交換留学生または認定校留学生として渡航するにあたり、留学先国・地域では自分自身で安全を確保しなければならないことを理解し、自覚と責任を持って、安全と健康に十分な注意を払うことを誓います。そして、下記の事項を承諾・厳守することを誓約することをもって渡航を希望します。

1. 世界的に新型コロナウイルス感染症の影響下にあることを留意し、自らの判断と責任で渡航します。
2. 留学中における新型コロナウイルス感染症への感染については、自らの責任として対処します。
3. 留学中の疾病に対し、十分な補償が受けられる駒澤大学で指定された保険および留学先で指定された保険に加入します。
4. 留学先国・地域の政府からの指示や在外公館からの通知に注意を払い、現地の法令を遵守するとともに、責任のある行動をとります。
5. 留学先国・地域の治安や感染症の状況により、留学の中止・延期又は帰国勧告を駒澤大学が決定する場合があることを理解し、その場合は速やかに指示に従います。
6. 「新型コロナウイルス感染症の影響下にある国・地域への渡航前に確認すべき項目」を確認し、内容を理解しました。

上記の事項をすべて確認し、誓約内容を理解しました。

令和 年 月 日

(所属学部または研究科・学科または専攻)

(学生番号)

(本人氏名)

印

【保証人欄】

上記学生が留学するにあたり、上記誓約内容を了承したうえで、保証人として留学を承諾いたします。

(保証人住所)

(保証人氏名)

印